

郵便番号：  
住所：  
氏名：  
管理番号：

パターンG

当自動車機構は、道路運送車両法の規定に基づき国土交通省からの依頼を受けて、自動車が道路運送車両の保安基準(自動車の検査に関する基準)に適合するかどうかの審査(いわゆる車検)を行う独立行政法人です。

## お詫びとお願い

平素は独立行政法人自動車技術総合機構(自動車機構)の業務に、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、当自動車機構の静岡事務所において、平成29年3月3日から平成29年6月19日までの間、すれ違い用前照灯(以下、ロービームという)の光軸上向き判定値について、誤った判定値により適合としたことが判明しました。

**貴殿(社)には大変御心配をお掛けすることとなり、車検に関わった整備事業者をはじめ、多くの関係者の皆様に御迷惑お掛けしたことを深くお詫び申し上げます。**

**なお、この度の事案につきましては、自動車機構の管理不備および機器の納入時からの不具合により生じたものであり、車検を依頼された整備事業者の皆様には責任はありません。**

皆様にご安心して車両を使用していただくため、誤判定した可能性のある車両の使用者の皆様へ、保安基準適合性を再度確認するための無料の確認検査を受けて頂くようお願いすることといたしました。貴殿(社)の下記車両がこれに該当しております。

管 理 番 号	
登 録 番 号	

←ナンバープレートの番号です。

誤判定があった場合でも車両の安全性が直ちに損なわれるものではありませんので、確認検査の受検は強制するものではありません。確認検査を受検される場合には、恐れ入りますが、本状と使用されている対象車両を最寄りの自動車機構の事務所検査場にお持ちください。

なお、ご案内直後からしばらくの間は、確認検査のご依頼が集中することが予想されますので、**あらかじめ確認検査専用予約窓口(裏面にフリーダイヤル)にてご予約をお願いいたします。**

**今後、同様の事案が発生しないよう適切な機器管理に努めて参りますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

～裏面もご覧下さい～

**本状は確認検査にお越しの際にご持参ください。  
(確認検査終了後、当自動車機構が回収いたします。)**

※ 本状に記載の個人情報は、公益性の観点から、本確認検査の実施を目的に、自動車機構が国から提供を受けたものです。今後、自動車機構側で責任を持って管理するとともに、確認検査完了後、破棄いたします。

### 確認検査用処理欄

(※検査官が記入します。)

検 査 年 月 日	平成          年          月          日	機 構 確 認 印	
確 認 事 務 所	検 査 部                  事 務 所		
結      果	適 / 不適 (いずれかに○印)		
備      考			

## <確認検査について>

### 1) 設定値不備の内容

ロービームの光軸の上向き判定値について、プログラム改修の際に作業員の手違いによって誤って判定値が緩く設定された状態でその後の基準適合性の判断を行ってまいりました。

### 2) 確認検査の方法

ヘッドライトテストを用いて、ロービームの光軸の向きについて基準に適合しているかの確認を行います。

### 3) 確認検査対象車両

平成29年3月3日から平成29年6月19日までに静岡事務所1コースで受検した自動車。

### 4) 自動車機構の検査場での確認検査の実施時間帯（全国いずれの検査場でも検査できます。）

平日15:00～16:30

※ 3月、9月、12月は検査場が混雑しお待たせすることとなりますので、3月、9月、12月以外での受検をお勧めします。

※ 12月29日から1月3日は閉庁日となりますのでご注意ください。

※ 検査場の混雑状況により実施時間が遅れる場合がございます。

### 5) お問い合わせ先

○お問い合わせについて

・封筒に記載があります最寄りの地方事務所を統括する地方検査部へお尋ねください。

9:00～17:15（土・日・祝日及び12月29日～1月3日除く）

○確認検査の予約について

・確認検査専用予約窓口 0120-456-742

9:00～18:00（土・日・祝日及び12月29日～1月3日除く）

## <よくあるご質問>

Q1：確認検査は必ず受けなければいけませんか。

A1：誤判定があった場合でも車両の安全性が直ちに損なわれるものではなく、確認検査の受検は強制ではありませんが、車両を安心してお使い頂くために、無料の確認検査のご案内を送付しています。

Q2：費用負担はしてもらえるのですか。

A2：確認検査の受検に要する費用（交通費、休業補償、代行費用など）を負担することは、申し訳ございませんが、いたしかねます。

Q3：代理の者が確認検査を受けてもいいですか。

A3：代理の方でも可能です。

Q4：近日中に車検を受けますが、同時に確認検査を受けることは可能ですか。

A4：車検を受ければ確認検査は不要です。

Q5：記載のある対象期間より後に一度車検を受けているのですが、確認検査を受けなければいけませんか。

A5：車検を受けていれば確認検査は不要です。

Q6：今回の案内があった車両は、保安基準に適合していない車両なのですか。

A6：不適合の可能性のある車両を対象にご案内を送付しています。不適合が確定した訳ではありません。

Q7：確認検査を実施して、不適合であった場合にはどうしたらよいですか。

A7：安全上、保安基準に適合するよう改善（整備）をお願いいたします。なお、必要な整備を行った後に、再度、自動車機構の事務所等へ自動車を持ち込む必要はありません。（当自動車機構での改善（整備）はできません。整備事業者へ整備を依頼した場合、実費が必要です。）

Q8：車検は整備事業者をお願いしているのですが、整備事業者へ問題があったのですか。

A8：本件は自動車機構および機器メーカーの不備であり、整備事業者へ問題があった訳ではありません。

Q9：当該車両は売却や抹消などで、現に所有していない場合はどうすればよいですか。

A9：誤って送付してしまい申し訳ございません。情報整理のため、お手数でございますが確認検査専用予約窓口（0120-456-742）へその旨、ご連絡いただくと幸いです。

Q10：確認検査対象車両ではないと思われるのにダイレクトメールが届いたのですがどうすればよいですか。

A10：確認及び情報整理のため、お手数でございますが確認検査専用予約窓口（0120-456-742）へその旨、ご連絡いただくと幸いです。